

令和7年1月6日

お客さま 各位

高岡信用金庫

令和6年能登半島地震被災者向け「たかしん災害復旧ローン」取扱期間延長について

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、このたびの「令和6年能登半島地震」の影響により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

高岡信用金庫(理事長 永岩 聡)では、令和6年1月4日より、お客様の被災からの生活再建を支援する「たかしん災害復旧ローン」をお取り扱いいたしております。

「たかしん災害復旧ローン」は、令和6年12月30日をもってお取り扱いを終了する予定としておりましたが、お客様の被災からの生活再建をさらにご支援するため、お取り扱い期間を延長することといたしましたのでご案内申し上げます。お申込みは、最寄りの営業店で受付しております

なお、概要については下記のとおりとなっております。

記

1. 商品概要

	たかしん災害復旧ローン
対象者	<ul style="list-style-type: none">・令和6年能登半島地震により被害を受けた方・お申込み時の年齢が満18歳以上の方で、安定継続した収入がある方・当金庫の営業区域内に居住または勤務(営業)されている方・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方
資金使途	<p>① 申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫)が生活再建のために必要とする資金で次のいずれかに該当するもの</p> <p>a. 自動車関連資金(オートバイ、自転車を含む) 購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可)、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用</p> <p>b. 教育関連資金 ・就学する学校等への納付金(最長1年分) ・就学にかかる付帯費用(最長1年分、100万円以内) ※申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>c. 住宅・リフォーム関連資金 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム(増改築・修繕)資金、建物解体費用およびそれに伴う諸費用 ※売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>d. 医療費 ※申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>e. その他物品購入・修理資金、サービス購入資金 ※申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>② 申込人が必要とする生活資金 ※お一人様1回限り、100万円以内</p> <p>など、生活再建のために幅広くご利用いただけます。詳しくは、最寄りの営業店にお問い合わせ願います。</p>
融資金額	1,000万円以内

融資期間	3 か月以上 15 年以内
融資利率	融資期間10年以内 全期間固定金利 1.50% 融資期間10年超 全期間固定金利 1.75%
徴求書類	【本人確認書類】必要 【資金使途確認書類】必要 【年収確認書類】申込金額 100 万円超は必要 【罹災証明(写)】申込金額 500 万円超は必要。また、前記資金使途の②に該当する場合は、必要になる場合があります。 【その他】ご印鑑（預金取引にご使用の印鑑）
担保・保証人	・(一社)しんきん保証基金が保証しますので担保・保証人は不要です。
手数料 その他	・お借入金は、原則としてお支払先へ振込させていただきます。 ・振込手数料については別途ご負担いただきますので、あらかじめご了承ください。 ・一部繰上返済・期日前完済・条件変更をされる場合は所定の手数料がかかります。

2. 取扱期間

令和7年1月6日（月）～令和7年9月30日（火）

以上